

第3期宮崎県がん対策推進計画

平成30年3月
宮 崎 県

はじめに

我が国において、2人に1人が生涯のうちにがんと診断され、3人に1人ががんで亡くなると推計されるなど、がんは私たちにとって非常に身近な病気です。

がんの年齢調整死亡率（75歳未満）の低減を図るためには、避けられるがんを防ぐとともに、定期的な検診の受診により可能な限り早期にがんを発見し、適切な治療につなげることが重要です。

また、近年の診断技術や治療方法の進歩により、がんは不治の病ではなく「長く付き合う病気」に変化しつつあります。このため、患者本位の医療の実現や、がんと診断された時からの適切な緩和ケアの推進、さらには、社会全体で「がん」に対する理解を深めることにより、がん患者やその家族が生活の質を損なうことなく、自分らしく生きられる社会を実現することが強く求められています。

このような中、第3期宮崎県がん対策推進計画では、本県におけるがん対策の今後の推進方針を定めるとともに、県民の皆様を知っていただきたい情報を数多く記載しております。是非、御一読いただき、改めてがんについて考えるきっかけとしていただきたいと思えます。

さらに、本計画の着実な推進のためには、市町村や保健医療関係者、事業者はもとより、県民の皆様と一体となった取組が不可欠でありますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画の策定に当たり御尽力を賜りました宮崎県がん対策審議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました関係機関並びに県民の皆様から感謝申し上げます。

平成30年3月

宮崎県知事 河野 俊嗣

目 次

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
第2章	宮崎県におけるがんによる死亡・がん罹患の状況	
1	死亡の状況	2
2	罹患の状況	8
第3章	全体目標	
1	科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実	11
2	患者本位のがん医療の実現	11
3	尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築	11
第4章	分野別施策と個別目標	
1	科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実	12
	(1) がんの1次予防	
	(2) がんの早期発見及びがん検診(2次予防)	
2	患者本位のがん医療の実現	21
	(1) がん医療の提供体制	
	(2) チーム医療の推進	
	(3) がん登録	
	(4) その他(がんゲノム医療、がんのリハビリテーション、 支持療法、希少がん、難治性がん及び病理診断)	
3	尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築	26
	(1) がんと診断された時からの緩和ケアの推進	
	(2) 相談支援、情報提供	
	(3) 社会連携に基づくがん対策・がん患者支援	
	(4) がん患者等の就労を含めた社会的な問題(サバイバーシップ支援)	
	(5) ライフステージに応じたがん対策	
4	これらを支える基盤の整備	35
	(1) がん教育・がんに関する知識の普及啓発	
	(2) 人材育成	
第5章	がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	37
1	関係者等の連携協力の更なる強化	
2	県の責務及びがん患者を含めた県民等の役割	
3	患者団体等との協力	
4	必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化	
5	目標の達成状況の把握	
6	推進計画の見直し	